

第4節 住民、事業所に対する広報

警戒宣言が発せられた場合、住民、事業所、旅行者等に対して、混乱することなく必要な防災措置を講ずるよう周知するとともに、本町が行う措置に協力するよう要請する。

第1 広報の内容

東海地震が発生しても、冷静に行動することを徹底するため、次の事項を繰り返して広報する。

- 1 身の安全確保の方法
- 2 出火防止措置
- 3 初期消火措置
- 4 避難時の注意
- 5 家庭や事業所における危険の防止
 - (1) 家具や事務用品等の転落防止対策
 - (2) ブロック塀や屋根瓦等の補強
- 6 社会的混乱防止の注意
 - (1) 自動車使用の自粛
 - (2) 本町や本町消防本部等への問い合わせ、照会電話の自粛
 - (3) 不要な買いだめの自粛
 - (4) 流言等に惑わされない正しい情報の入手
- 7 近隣居住者との災害発生時における対応の申し合わせの推進
 - (1) 自主防災組織等による地域ぐるみでの応急援護の体制づくり
 - (2) 地域内での災害時要援護者等に対する対処
- 8 非常用持ちだし品の用意

第2 広報の方法

- 1 本町防災行政無線による広報
- 2 本町の所有する車両、消防自動車等による巡回広報

- 3 自治会掲示板等への広報資料の掲示等
- 4 自主防災組織等の住民組織と連携して広報を行う。
- 5 広報にあたっては、災害時要援護者に配慮する。